

## 店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する取扱要領

野村證券株式会社

野村證券株式会社(以下「当社」といいます。)は、日本証券業協会(以下「協会」といいます。)の自主規制規則「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」(以下「特定投資家投資勧誘規則」といいます。)及び「外国証券の取引に関する規則」(以下「外証規則」といいます。)並びに当社の社内規程に基づき当社が行う業務に関して、この取扱要領(以下「本取扱要領」といいます。)を定め、公表いたします。

### 1. 法令遵守等

当社は、特定投資家投資勧誘規則及び外証規則並びに当社の社内規程に基づき行う業務に関して、法令規則等を遵守しながら適正に運営するための態勢を整備し、取引を公正かつ円滑に行います。

また、協会より取扱協会員としての指定を受けて、特定投資家投資勧誘規則及び外証規則並びに当社の社内規程に基づき業務を行います。

なお、本取扱要領における業務とは、次の①から③に掲げる業務を指し、以下「本業務」といいます。

- ① 私募の取扱い(金融商品取引法(以下「金商法」といいます。)第2条第3項第2号に掲げる場合に限ります。以下同じとします。)
- ② 特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い
- ③ その他①、②に付随する業務

### 2. 検証及び審査

#### (1) 店頭有価証券

- ① 当社は、投資者に対して新たに投資勧誘を行おうとする店頭有価証券につき、特定投資家投資勧誘規則並びに当社の社内規程に従って厳正に検証及び審査を行います。なお、本取扱要領における店頭有価証券とは、協会の自主規制規則「店頭有価証券に関する規則」第2条第1号に規定する店頭有価証券をいいます。
- ② 当社は、取り扱おうとする店頭有価証券の特性やリスクの内容を把握し、投資勧誘を行うことがふさわしいか否か及び投資勧誘を行う投資者の範囲について厳正に検証を行います。なお、勧誘対象者並びに配分については、発行者の意向・要望や当社の社内基準を踏まえ当社において決定します。
- ③ 当社は、取り扱おうとする店頭有価証券につき、次のイ)からト)に定める事項について厳正に審査を行います。
  - イ) 発行者及びその行う事業の実在性

- 口) 発行者の財務状況  
ハ) 発行者の法令遵守状況を含めた社会性
- 二) 発行者の反社会的勢力への該当性、反社会的勢力との関係の有無及び反社会的勢力との関係排除への仕組みとその運用状況  
ホ) 当社と発行者との利害関係の状況  
ヘ) 当該店頭有価証券に投資するにあたってのリスク  
ト) 発行者の事業計画の妥当性
- ④ 当社は、店頭有価証券の私募の取扱いについては、当該私募の取扱いにより調達する資金の妥当性、当該店頭有価証券について、過去に取り扱った私募において調達した資金の使途状況及び③各号に掲げる事項について厳正に審査を行ったうえで取扱いを行います。
- ⑤ ③ニについて、当社は、発行者及びその関係者(発行者と支配関係等のある会社や当該発行者の役員、当該発行者の主な取引先や主要株主等)が反社会的勢力との関係性(資本関係、人的関係及び取引関係等)を有していないかを審査します。
- ⑥ 当社は、本業務を行うにあたっては、当該店頭有価証券の発行者との間で反社会的勢力の排除等に関する内容(発行者が反社会的勢力でない旨、発行者が反社会的勢力に該当すると認められた場合は、当社の申出により当該発行者が発行する店頭有価証券の取扱いに係る契約が解除される旨等)を含む契約書を取り交わします。
- ⑦ 当社は、③に基づく審査の内容、当該審査の結果の判断に至る理由、当該審査の過程において把握した問題点等についての記録を作成し、当該審査を終了した日又は最後に投資勧誘を行った日のうちいずれか遅い日から5年を経過する日までの間、これを保存します。
- (2) 投資信託受益証券及び外国投資信託受益証券
- ① 当社は、投資者に対して新たに投資勧誘を行おうとする投資信託受益証券及び外国投資信託受益証券につき、特定投資家投資勧誘規則又は外証規則並びに当社の社内規程に従って厳正に検証を行います。なお、本取扱要領における投資信託受益証券とは、金商法第2条第1項第10号に規定する投資信託の受益証券であって、取引所金融商品市場に上場されていないものをいい、外国投資信託受益証券とは金商法第2条第1項第10号に規定する外国投資信託の受益証券であって、取引所金融商品市場に上場されていないものをいいます。
- ② 当社は、取り扱おうとする投資信託受益証券又は外国投資信託受益証券の特性やリスクの内容を把握し、投資勧誘を行うことがふさわしいか否か及び投資勧誘を行う投資者の範囲について厳正に検証を行います。なお、勧誘対象者については、当社の社内基準を踏まえ当社において決定します。
- ③ 当社は、本業務を行うにあたっては、当該投資信託受益証券又は外国投資信託受益証券の発行者との間で反社会的勢力の排除等に関する内容(発行者が反社会的勢力で

ない旨、発行者が反社会的勢力に該当すると認められた場合は、当社の申出により当該発行者が発行する投資信託受益証券又は外国投資信託受益証券の取扱いに係る契約が解除される旨等)を含む契約書を取り交わします。

- ④ 当社は、本業務において取り扱おうとする外国投資信託受益証券につき、外証規則第16条第1項第1号、第2号、第7号及び第10号から第14号(第11号ただし書きを除き、クローズド・エンド型の外国投資信託受益証券にあっては第14号を除く。)に掲げる基準に適合していることについて審査を行います。
- ⑤ 当社は、本業務において取り扱おうとする外国投資信託受益証券につき、当該審査の内容、当該審査の結果の判断に至る理由、当該審査の過程において把握した問題点等についての記録を作成し、当該審査を終了した日又は最後に投資勧誘を行った日のうちいざれか遅い日から5年を経過する日までの間、これを保存します。

### (3) 信託受益証券

- ① 当社は、投資者に対して新たに投資勧誘を行おうとする信託受益証券につき、特定投資家投資勧誘規則並びに当社の社内規程に従って厳正に検証を行います。なお、本取扱要領における信託受益証券とは、金商法第2条第1項第14号に掲げる受益証券発行信託の受益証券であって、取引所金融商品市場に上場されていないものをいいます。
- ② 当社は、取り扱おうとする信託受益証券の特性やリスクの内容を把握し、投資勧誘を行うことがふさわしいか否か及び投資勧誘を行う投資者の範囲について厳正に検証を行います。なお、勧誘対象者については、当社の社内基準を踏まえ当社において決定します。
- ③ 当社は、取り扱おうとする信託受益証券につき、次のイ)からハ)に定める事項について厳正に審査を行います。
  - イ) 資産の管理及び運用等に関する体制整備の状況
  - ロ) 発行者の法令遵守状況を含めた社会性
  - ハ) 発行者の反社会的勢力への該当性、反社会的勢力との関係の有無及び反社会的勢力との関係排除への仕組みとその運用状況
- ④ 当社は、本業務において取り扱おうとする信託受益証券につき、③各号に掲げる事項について厳正に審査を行ったうえで取扱いを行います。
- ⑤ ③ハについて、当社は、発行者及びその関係者(発行者と支配関係等のある会社や当該発行者の役員、当該発行者の主な取引先や主要株主等)が反社会的勢力との関係性(資本関係、人的関係及び取引関係等)を有していないかを審査します。
- ⑥ 当社は、本業務を行うにあたっては、当該信託受益証券の発行者との間で反社会的勢力の排除等に関する内容(発行者が反社会的勢力でない旨、発行者が反社会的勢力に該当すると認められた場合は、当社の申出により当該発行者が発行する信託受益証券の取扱いに係る契約が解除される旨等)を含む契約書を取り交わします。
- ⑦ 当社は、本業務において取り扱おうとする信託受益証券につき、当該審査の内容、当該

審査の結果の判断に至る理由、当該審査の過程において把握した問題点等についての記録を作成し、当該審査を終了した日又は最後に投資勧誘を行った日のうちいずれか遅い日から5年を経過する日までの間、これを保存します。

### 3. 特定証券情報の提供及び説明書の交付

当社は、本業務において有価証券の投資勧誘を行うにあたっては、特定投資家投資勧誘規則及び外証規則並びに当社の社内規程に基づき、投資者に特定証券情報の提供を行います。(特定証券情報がすでに公表されていることを当社において確認している場合を除きます。)

#### (1) 店頭有価証券

次の①から⑥の事項を記載した、個別銘柄に関する説明書を投資者(適格機関投資家は除きます)へ交付し、十分に説明を行います。

- ① 想定する投資者の範囲
- ② 損失が生じるリスクの内容
- ③ 換金・解約の条件
- ④ 勧誘する有価証券と異なる種類の有価証券に係る重要な事項
- ⑤ 発行者情報の提供又は公表の方法
- ⑥ その他必要と認める事項

#### (2) 投資信託受益証券及び外国投資信託受益証券

次の①から⑤の事項を記載した、個別銘柄に関する説明書を投資者(適格機関投資家は除きます)へ交付し、十分に説明を行います。

- ① 想定する投資者の範囲
- ② 損失が生じるリスクの内容
- ③ 換金・解約の条件
- ④ 発行者情報の提供又は公表の方法
- ⑤ その他必要と認める事項

#### (3) 信託受益証券

次の①から⑤の事項を記載した、個別銘柄に関する説明書を投資者(適格機関投資家は除きます)へ交付し、十分に説明を行います。

- ① 想定する投資者の範囲
- ② 損失が生じるリスクの内容
- ③ 換金・解約の条件
- ④ 発行者情報の提供又は公表の方法
- ⑤ その他必要と認める事項

### 4. 発行者情報の提供

当社は、特定投資家投資勧誘規則及び外証規則並びに当社の社内規程に基づき、本業務に

おける投資勧誘により有価証券を保有するに至った投資者に対して、発行者情報の提供を行います。（発行者情報がすでに公表されていることを当社において確認している場合及び発行者が当該投資者に提供していることを当社において確認した場合は除きます。）

## 5. 取引開始時の説明書の交付及び確認書の徴求

本業務における投資勧誘を行った投資者（適格機関投資家は除きます）が本業務に係る有価証券について初めて取引をしようとする場合、当社は、特定投資家投資勧誘規則及び外証規則並びに当社の社内規程に基づき、所定の説明書を交付し、リスクの説明を行います。

また、投資者から当該説明書の内容を理解し、自己の判断と責任において取引を行う旨が記載された確認書の差入れを受けます。

## 6. お取引及び受渡し

### （1）店頭有価証券

- ① お取引等に関する照会については、当社の各本支店へお問い合わせ下さい。連絡先については、下記のウェブサイトをご参照下さい。  
<https://www.nomura.co.jp/branch/>
- ② お取引のお申込みについても、当社の各本支店へお問い合わせ下さい。
- ③ 当社が本業務において投資者よりお取引のお申し込みを受ける場合には、金商法第157条の不正行為や同法第158条の風説の流布等の禁止行為並びに協会の自主規制規則「店頭有価証券に関する規則」に基づく禁止行為の該当がないかを確認致します。
- ④ 当社が第1項①に定める私募の取扱いを行う場合において、当社は、投資契約書を事前に受入れた後、投資者から払込金額を受け入れます。その後、払込期日に払込金額の全額を発行者が定める払込取扱場所において払込みます。
- ⑤ 当社が第1項②に定める特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いを行う場合におけるお取引に係る受渡しは、以下の通り行います。
  - イ) 買付けの場合は、当社は、投資者から投資契約書又は株式売買契約書を事前に受け入れ、買付金額を事前に受け入れます。
  - ロ) 売付けの場合は、当社は、売付申込者より、譲渡に関する発行者の取締役会決議の謄写を事前に取得します。売却代金は、当社約款によるMRFの自動買付け又は預り金として受け入れます。また、当社は名義書換えの手続きの取次ぎを行います。

### （2）投資信託受益証券及び外国投資信託受益証券

- ① お取引等に関する照会については、当社の各本支店へお問い合わせ下さい。連絡先については、下記のウェブサイトをご参照下さい。  
<https://www.nomura.co.jp/branch/>
- ② お取引のお申込みについても、当社の各本支店へお問い合わせ下さい。

- ③ 当社が本業務において投資者よりお取引のお申し込みを受ける場合には、金商法第157条の不正行為や同法第158条の風説の流布等の禁止行為の該当がないかを確認致します。
  - ④ 当社が第1項①に定める私募の取扱いを行う場合において、当社は、特定証券情報等の所定の書類を投資者に交付し、投資者(適格機関投資家は除きます)より「私募投資信託の購入に関する確認書」を受け入れた後、投資者から払込金額を受け入れます。その後、払込期日に払込金額の全額を発行者が定める払込取扱場所において払込みます。
  - ⑤ 第1項②に定める特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの対象となる投資信託受益証券又は外国投資信託受益証券の取引に係る受渡しについて、別途個別に定めた場合を除き、当該投資信託受益証券又は外国投資信託受益証券の特定証券情報等及び当社の取引約款に記載するところに従うものとします。
- (3) 信託受益証券
- ① お取引等に関する照会については、当社の各本支店へお問い合わせ下さい。連絡先については、下記のウェブサイトをご参照下さい。  
<https://www.nomura.co.jp/branch/>
  - ② お取引のお申込みについても、当社の各本支店へお問い合わせ下さい。
  - ③ 当社が本業務において投資者よりお取引のお申し込みを受ける場合には、金商法第157条の不正行為や同法第158条の風説の流布等の禁止行為の該当がないかを確認致します。
  - ④ 当社が第1項①に定める私募の取扱いを行う場合において、当社は、特定証券情報等の所定の書類を投資者に交付し、投資者(適格機関投資家は除きます)より取引に関する「確認書」を受け入れた後、投資者から払込金額を受け入れます。その後、払込期日に払込金額の全額を発行者が定める払込取扱場所において払込みます。
  - ⑤ 第1項②に定める特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの対象となる信託受益証券の取引に係る受渡しについて、別途個別に定めた場合を除き、当該信託受益証券の特定証券情報等及び当社の取引約款に記載するところに従うものとします。

2022年9月21日作成

2023年9月21日改正

2025年5月28日改正

2025年8月4日改正